

保 健 推 進 課

係	分掌事務
健康企画係	(1) 妊産婦健康診査に関すること。 (2) 親子（母子）健康手帳の交付に関すること。 (3) 不妊治療給付事業助成制度に関すること。 (4) 未熟児養育医療の給付等に係る申請を審査し、及び給付等を決定すること。 (5) 乳幼児の予防接種に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
発達支援係	(1) 発達支援に関すること。 (2) 障害児等通園事業に関すること。 (3) 新生児、未熟児その他の乳幼児等の訪問に関すること。
親子健康係	(1) 乳幼児健康診査に関すること。 (2) 妊娠期及び産後における支援に関すること。
各係共通	(1) 保健衛生思想の普及に関すること。 (2) 母子保健に関すること。 (3) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関すること。

区 分	1 不妊治療等助成事業	所管係	健康企画係		
制 度 の 概 要					
少子化対策の一環として、子を希望しながらも子に恵まれないため、不妊治療を受けている夫婦に対して、不妊治療に要する経費の一部を助成し、不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、本市に住所を有する間に不妊治療を受け、かつ、京都府内に 1 年以上住所を有する夫婦（事実上婚姻関係にある男女を含む）で健康保険加入者に適用。助成金の額は、宇治市に住所を有している間に受けた不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の 2 分の 1 の額で助成している。 令和 4 年度からは、人工授精、体外受精、顕微授精等が保険適用とされたことにより、1 年度につき 6 万円（先進医療を含む場合は 10 万円）を助成上限額としている。 不育治療については、平成 26 年 11 月から助成対象としており、1 回の妊娠につき 10 万円までを限度に治療等に要した医療費の自己負担額の 2 分の 1 を助成している。					
根 拠 法 令 等					
◇ 京都府不妊治療等給付事業助成費補助金交付要綱 ◇ 宇治市不妊治療等助成事業実施要項					
制 度 の 現 況					
平成 15 年 7 月から事業を開始し、平成 15 年 4 月診療分から適用					
年度	2	3	4	5	6
延べ助成者数（人）	351	349	353	404	368

区 分	2 妊産婦健康診査事業	所管係	健康企画係
制 度 の 概 要 妊婦健康診査は、妊婦の保健管理の向上を図ることを目的として実施している。京都府内の委託医療機関等で実施し、受診に必要な健康診査券を平成21年度より14回分交付している。（平成20年度までは、5枚の交付） 令和2年4月から多胎妊婦健康診査支援を開始し、基準を超える健康診査に助成を行っている。 産婦健康診査は、産後うつや新生児への虐待予防を図る観点から、産後2週間、1か月など産後間もない産婦に対する健康診査の費用助成を令和3年4月から実施している。京都府内の委託医療機関等で実施し、受診券を2回分交付している。 また、令和6年4月より住民税非課税世帯または同等の所得水準である世帯の初回産科受診料について1万円を限度に助成している。 根 拠 法 令 等 ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号） ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）			

制 度 の 現 況

親子（母子）健康手帳発行状況

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
手 帳 発 行 数（冊）	1,131	1,071	1,008	993	1,019
初 妊 婦 数（人）	469	414	408	427	416
初 妊 婦 率（％）	41.5	38.7	40.5	43.0	40.8

産婦健診受診件数

年 度	2	3	4	5	6
受 診 件 数		1,602	1,745	1,778	1,694

区 分

3 妊婦歯科健診

所管係

健康企画係

制 度 の 概 要

妊娠中の口腔の健康状態を確保し、健康な妊娠及び安全な分娩と健康な子の出産を支援するため、歯科健診に係る費用の一部を助成することで、健診の受診を推進する。

(1) 対象者

本市に住民票のある妊婦で「宇治市妊婦歯科健診受診票」を持っている者

(2) 費用

妊婦歯科健診受診票を使用し協力医療機関で受診することで、妊娠期間中に1回無料

なお、協力医療機関以外で受診する場合、還付請求により助成対象分を還付（助成上限額あり）

根 拠 法 令 等

◇ 母子保健法第13条（昭和40年8月18日法律第141号）

制 度 の 現 況

年 度	2	3	4	5	6
受診者数（人）	351	364	377	346	337

区 分	4 妊婦歯科治療助成事業	所管係	健康企画係
制 度 の 概 要 妊婦の歯科治療に係る医療費に助成を行うことにより、妊婦の経済的な負担を軽減するとともに、母体と生まれてくる子どもの健康状態を保ち、出産に伴うリスクの低減を図ることを目的に令和7年4月より実施。 (1) 対象者 申請日時点で宇治市民である妊婦（若しくは妊婦であった者）であり、医療保険各法に基づく被保険者、組合員又は被扶養者である者かつ、宇治市妊婦歯科健診を受診した者 (2) 助成額 対象となる医療費に2分の1を乗じた額、ただし1回の妊娠につき上限10,000円 根 拠 法 令 等 ◇ 宇治市妊婦歯科治療助成事業実施要項			

区 分	5 未熟児養育医療給付事業	所管係	健康企画係
制 度 の 概 要 身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、正常児が出生時に有する諸機能を得るために必要な医療に係る費用の給付を行う。 入院養育にかかる「医療費（医療保険各法の適用範囲内）の患者負担額」及び「食事療養費の患者負担額」について、その自己負担額（食事療養費については標準負担額）を公費負担する。 ただし、室料、貸しおむつ等の保険対象外は自己負担となる。 (1) 対象となる医療 ① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 医学的処置、手術及びその他の治療 ④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤ 移送（医療保険により給付を受けることのできない者の移送に限る） (2) 給付の対象 宇治市内に住所を有し、次のいずれかの症状に該当するもので、医師が指定養育医療機関への入院養育を必要と認めた乳児（1歳未満）。 ① 出生時体重2,000グラム以下のもの ② 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの			

ア 一般状態	● 運動不安、けいれんがあるもの ● 運動が異常に少ないもの
イ 体温	● 摂氏 34 度以下のもの
ウ 呼吸器 循環器系	● 強度のチアノーゼが持続するもの ● チアノーゼ発作を繰り返すもの ● 呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるもの ● 呼吸数が毎分 30 以下のもの ● 出血傾向の強いもの
エ 消化器	● 生後 24 時間以上排便がないもの ● 生後 48 時間以上、嘔吐が持続しているもの ● 血性吐物があるもの ● 血性便があるもの
オ 黄疸	● 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

(3) 給付の対象期間

乳児（1 歳未満）の期間のみ認定の対象

※1 歳を越えた者については、他の福祉医療の対象となる。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）

制 度 の 現 況

平成 25 年 4 月より、京都府から事務の権限移譲に伴い事業実施。

給付に係る申請の審査及び決定等を実施している。自己負担金等の徴収は年金医療課で実施している。

年度	2	3	4	5	6
給付決定児数（人）	36	40	55	43	47

区 分	6 新生児聴覚スクリーニング検査事業	所管係	健康企画係
-----	--------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

聴覚障害の有無を早期に発見するための新生児聴覚スクリーニング検査の受診券を交付する。
令和４年４月から京都府内の委託医療機関等で実施し、生後２８日未満の新生児を対象に検査にかかる費用を助成している。

根 拠 法 令 等

◇ 新生児聴覚検査の実施について（平成１９年１月２９日雇児母発第０１２９００２号）

制 度 の 現 況

令和４年４月から事業を開始（令和４年４月受診分から適用）

年度	4	5	6
助成件数（件）	798	845	781

区 分	7 予防接種事業	所管係	健康企画係
-----	----------	-----	-------

制 度 の 概 要

予防接種法で定められた疾病のうち、予防接種法施行令で決められた接種年齢枠内の者に対して、予防接種（定期予防接種）を行っている。接種には集団予防接種（BCG）と個別予防接種があり、集団予防接種は健やかセンターにて実施し、個別予防接種は、宇城久管内の医療機関と京都市南部の一部協力医療機関で実施している。

感染症予防のために行われる予防接種は、平成 13 年 11 月 7 日に予防接種法の改正があり、対象疾病が「一類疾病」と「二類疾病」に類型化され、平成 25 年に一類、二類疾病という呼称は、A 類、B 類疾病に改正された。A 類疾病は百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ・麻しん・風しん・日本脳炎・結核・Hib 感染症・肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る）・水痘・B 型肝炎・ロタウイルスである。

また、令和 2 年 10 月 1 日から注射による生ワクチン（BCG・麻しん風しん混合（MR）・麻しん・風しん・水痘など）は違う種類のワクチンを接種する場合、4 週間以上の間隔をおいて接種することになった。

なお、令和元年 7 月 1 日より、骨髄移植等の医療行為により過去に接種済みの定期予防接種の抗体を失った者が任意で再度予防接種を受ける場合に要する費用について助成を行っている。また、令和 6 年 4 月 1 日より、任意でおたふくかぜの予防接種（令和 5 年 4 月 1 日以降生まれの 1 歳～2 歳未満の者が対象）を受ける場合に要する費用について助成を行っている。

根 拠 法 令 等

- ◇ 予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）
- ◇ 予防接種法施行令（昭和 23 年 7 月 31 日政令第 197 号）
- ◇ 骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成事業補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）
- ◇ 宇治市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成制度実施要項（令和元年 7 月 1 日施行）

定期予防接種一覧 （令和 7 年 4 月現在）

	種目	対象年齢※a			回数	標準的な接種方法
接 集 種 団	BCG	生後1歳未満 （接種推奨月齢） 生後6か月			1回	推奨月に接種。 対象生まれ月の実施日に来られない場合は、1歳未満の別日に接種。
個 別 接 種	5種混合 (DPT-IPV- Hib) ※1	生後2か月以上 90か月未満	1期 （ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ、ヒブ）	初回	3回	各回の間は20～56日までの間隔をおいて接種。
				追加	1回	追加は、初回（3回目）の終了から、6～18か月までの間隔をおいて接種。
	4種混合 (DPT-IPV)	生後2か月以上 90か月未満	1期 （ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ）	初回	3回	各回の間は20～56日までの間隔をおいて接種。
				追加	1回	追加は、初回（3回目）の終了から、12～18か月までの間隔をおいて接種。
	3種混合 (DPT)	生後2か月以上 90か月未満	1期 （ジフテリア、百日せき、破傷風）	初回	3回	各回の間は20～56日までの間隔をおいて接種。
				追加	1回	追加は、初回（3回目）の終了から、12～18か月までの間隔をおいて接種
	2種混合 (DT)	11歳以上13歳未満	2期 （ジフテリア・破傷風）		1回	※2

	種目	対象年齢※a		回数	標準的な接種方法	
個別接種	麻しん風しん混合（MR）	生後12か月以上 24か月未満	1期	1回		
		小学校就学前の 1年間	2期	1回		
	日本脳炎 ※3	生後36か月以上 90か月未満 ※b標準年齢	1期	初回	2回	初回、1回目と2回目の間は6～28日までの間隔をおいて接種。
				追加	1回	追加は初回（2回目）の終了からおおむね1年の間隔をおいて接種。
		9歳以上13歳未満	2期	1回		
	ヒブ （インフルエンザ菌b型）	生後2か月以上 5歳未満 ※4	（初回接種開始） 生後2か月以上 7か月未満 ※b標準年齢	初回	3回	各回の間は27～56日（医師が認める場合は20日）の間隔をおいて接種。（初回（3回目）までの接種は1歳未満に行う。）
				追加	1回	初回3回目終了後、7～13か月あけて接種
			（初回接種開始） 生後7か月以上 12か月未満	初回	2回	各回の間は27～56日（医師が認める場合は20日）の間隔をおいて接種。（初回（2回目）までの接種は1歳未満に行う。）
				追加	1回	初回3回目終了後、7～13か月あけて接種
			（初回接種開始） 1歳以上5歳未満		1回	
	小児用肺炎球菌（13価・15価）	生後2か月以上 5歳未満 ※4	（初回接種開始） 生後2か月以上 7か月未満 ※b標準年齢	初回	3回	各回の間は27日以上の間隔をおいて接種。（初回（3回目）までの接種は1歳未満に行う。）
				追加	1回	生後1歳以降、初回（3回目）終了後、60日以上の間隔をおいて接種。（標準として12～15か月の間に行う。）
			（初回接種） 生後7か月以上 12か月未満	初回	2回	各回の間は27日以上の間隔をおいて接種。（初回（2回目）までの接種は2歳未満に行う。）
				追加	1回	生後1歳以降、初回（2回目）終了後、60日以上の間隔をおいて接種。（標準として12～15か月の間に行う。）
			（初回接種開始） 1歳以上2歳未満		2回	各回の間は60日以上の間隔をおいて接種
	（初回接種開始） 2歳以上5歳未満		1回			
	水痘	生後12か月以上36か月未満			2回	生後12か月～15か月に至るまでに1回目の接種を行い、6～12か月までの間隔をおいて2回目を接種。
B型肝炎	1歳未満			3回	1回目は生後2か月以降に接種。 2回目は27日以上の間隔をおいて接種。 3回目は、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて接種。	
ロタウイルス	1価	出生6週0日後以上24週0日後		2回	各回の間は27日以上の間隔をおいて経口投与。	
	5価	出生6週0日後以上32週0日後		3回	1回目は14週60日までに完了することが望ましい。原則、同じワクチンで接種。	

- ※a 対象年齢＝法律で定められた接種年齢
 ※b 標準年齢＝対象年齢の中でも国が接種を奨める望ましい年齢
 ※1 5 種混合ワクチンは、4 種混合とヒブワクチンを合わせたワクチン。4 種混合ワクチンやヒブワクチン、3 種混合ワクチン、ポリオワクチンを必要回数接種した人は、5 種混合ワクチンを接種する必要はない。
 ※2 5 種混合、4 種混合または 3 種混合ワクチン接種の基礎免疫（1 期）に続き、追加免疫を与えるために接種。
 ※3 平成 25 年 4 月の法改正にて、日本脳炎ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人（平成 7 年 4 月 2 日生～平成 19 年 4 月 1 日生）は、20 歳未満までの間に定期接種として、不足分の日本脳炎ワクチンを無料で接種できる。
 ※4 接種開始年齢によって、接種回数が異なる。

制 度 の 現 況

接種者数の推移

(単位：人)

種 別 \ 年 度	2	3	4	5	6
B C G	1,203 (379)	1,060	1,048	987	917
不 活 化 ポ リ オ	0	0	0	2	0
5 種 混 合					2,654
4 種 混 合	4,588	4,449	4,155	4,126	1,293
3 種 混 合	1	1	0	0	0
2 種 混 合	1,235	1,070	1,031	1,047	1,031
麻しん・風しん混合	2,489	2,403	2,317	2,213	2,178
麻 し ん	0	0	0	0	0
風 し ん	0	1	0	0	0
日 本 脳 炎	6,434	3,232	5,928	4,743	4,775
ヒ ブ	4,537	4,343	4,063	3,859	1,093
小児用肺炎球菌	4,464	4,332	4,077	3,859	3,769
水 痘	2,310	2,150	2,070	1,902	1,888
B 型 肝 炎	3,272	3,217	2,958	2,895	2,747
ロ タ ウ イ ル ス	1,119	2,680	2,403	2,487	2,422

- ※ 接種者数については市外還付分を含む。
 ※ 健やかセンターで実施の BCG は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～7 月前半まで中止。
 ※ BCG の () 内の数字は、令和 2 年 5 月 25 日～9 月 30 日の間に協力医療機関で実施した個別接種分。

区 分	8 風しん予防接種助成事業	所管係	健康企画係
-----	---------------	-----	-------

制 度 の 概 要

風しんウイルスによる風しんを予防するとともに、先天性風しん症候群を予防し、住民の健康の保持増進を図ることを目的として、風しん単独（R）ワクチン及び麻しん風しん混合（MR）ワクチンの接種にかかる費用の一部を助成している。

(1) 助成対象者

接種日現在、宇治市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者。

- ① 妊娠を希望する女性であり、かつ抗体検査等により、抗体価の低い者。
- ② 妊娠をしている女性の同居者で、抗体検査等により、抗体価の低い者。

ただし、妊娠をしている女性の抗体価が低い場合とする。

(2) 助成額

予防接種に要した費用の3分の2（百円に満たない金額は切り捨て）とし、1人につき1回を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は予防接種に要した費用の全額を助成するものとする。

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援を受けている者
- ③ 市町村民税非課税世帯に属する者

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市風しん予防接種助成事業実施要項
- ◇ 京都府風しん予防接種助成事業実施要領

制 度 の 現 況

助成状況

年度	2	3	4	5	6
助成者数（人）	91	75	67	60	37

区 分	9 おたふくかぜ予防接種助成事業	所管係	健康企画係				
制 度 の 概 要 任意接種であるおたふくかぜワクチンの予防接種費用の一部を助成することで、おたふくかぜやおたふくかぜが原因となる疾病を予防するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和6年度より開始。 (1) 助成対象者 満1歳以上2歳未満の幼児（ただし、おたふくかぜにかかったことがある幼児、既におたふくかぜワクチンの予防接種歴がある幼児は除く） (2) 助成額 予防接種に要した費用について 3,000 円を上限（1 人につき 1 回を限度） 根 拠 法 令 等 ◇ 宇治市おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成事業実施要項 制 度 の 現 況 <table><tr><td>年度</td><td>6</td></tr><tr><td>助成件数（件）</td><td>717</td></tr></table>				年度	6	助成件数（件）	717
年度	6						
助成件数（件）	717						

区 分	10 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業	所管係	発達支援係		
制 度 の 概 要					
新生児訪問等を受けていない生後 4 か月未満の子どもがいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。					
根 拠 法 令 等					
◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） ◇ 宇治市乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業実施要項（平成 24 年 4 月 1 日施行）					
制 度 の 現 況					
対象家庭への訪問は、市内の特定非営利活動法人へ委託していたが、令和 5 年度から直営で実施。					
年度	2	3	4	5	6
訪問延べ件数	339	258	197	66	47

区 分	11 発達相談	所管係	発達支援係
-----	---------	-----	-------

制 度 の 概 要

乳幼児健診、乳幼児相談、家庭訪問等により、身体的、精神的発達面に課題があると思われる乳幼児、または保護者から発達上の訴えで相談のあった乳幼児に対して、発達相談員が発達診断及び保護者への助言指導を行っている。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）
- ◇ 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日雇児発第 0401015 号第 5 次改正）
- ◇ 発達障害者支援法（平成 17 年 4 月 1 日法律第 167 号）

制 度 の 現 況

発達相談実施状況

年 度		2	3	4	5	6
区 分						
開設数（人）		692	725	712	673	700
相談件数（件）		992	1,125	1,045	1,033	1,046
内 訳	初来（人）	297	346	315	298	323
	率（％）	29.9	30.8	30.1	28.8	30.8
	再来（人）	695	779	730	735	723
	率（％）	70.1	69.2	69.9	71.2	69.1

※ 開設数は発達相談を受けた実人数

区 分	12 親子あそびの教室	所管係	発達支援係		
制 度 の 概 要					
子どもへのかかわり方の不十分な親、さらには遊びを知らない子どもや、このまま放置すると精神面・情緒面の発達に課題を残すおそれがある子どもに対して、具体的な遊びの場の体験により、いきいきと遊べる子どもと、自信を持って子どもと関われる親になってもらうための支援を目的として実施している。					
根 拠 法 令 等					
◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号） ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号） ◇ 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日雇児発第 0401015 号第 5 次改正）					
制 度 の 現 況					
親子あそびの教室実施状況					
年 度 区 分	2	3	4	5	6
実施回数（回）	48	61	61	104	49
処遇実人員（人）	60	61	67	70	48
参加延人数（人）	478	477	509	558	456
※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度・令和 3 年度は一部中止。					

区 分	13 幼児期後期フォロー教室	所管係	発達支援係
制 度 の 概 要 発達障害、またはその疑いのある幼児に対して、個別指導、集団指導を通してその発達課題と手立てを明確にし、集団の中での関わり方や保護者の理解を促し、適切な対応が出来るように支援する。 根 拠 法 令 等 ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号） ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号） ◇ 発達障害者支援法（平成 17 年 4 月 1 日法律第 167 号）			

制 度 の 現 況

幼児期後期フォロー教室実施状況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
実施回数（回）	29	29	36	36	36
処遇実人員（人）	24	29	32	28	30
参加率（％）	89.6	90.3	87.3	86.8	96.2
参加延人数（人）	147	149	192	177	188

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度・令和 3 年度は一部中止。

区 分

14 障害児等通園事業

所管係

発達支援係 (福祉サービス係)

制 度 の 概 要

心身障害児等の育成を助長するため、児童福祉法に基づき、宇治市に居住する知的障害、肢体不自由等の障害のある幼児又は将来障害のおそれのある幼児のうち、通園による指導になじむ、おおむね 2 歳以上就学前の幼児で、保護者の同伴により通園できる者の指導等を行う。

(1) 事業内容

障害児等に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応の訓練等を行う。
また、障害児等の保護者に対し、家庭での養育の方法や関わり方等の指導及び援助を行う。

(2) 通園事業の運営

指定障害福祉サービス事業所である宇治福祉園「みんなのきしゅしゅ」、かおり福祉会「かおり之園」、アジール舎「ころぼっくる幼児期親子療育」及び不動園「子ども発達さぼーとセンターあゆみ園」に通園事業補助金を交付している。

※ 「ころぼっくる幼児期親子療育」は平成 20 年 4 月より、「子ども発達さぼーとセンターあゆみ園」は平成 23 年 4 月より、児童発達支援事業所として、療育を開始した。

根 拠 法 令 等

- ◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ◇ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく指定居宅支援及び指定施設支援の事務処理に関する規則（平成 15 年宇治市規則第 22 号）
- ◇ 宇治市障害児等通園事業費補助金交付要項

制 度 の 現 況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
通園児数（人）	217	208	214	207	190
事業補助金（千円）	24,041	24,111	23,891	22,447	20,933

区 分	15 未熟児訪問指導事業	所管係	発達支援係
-----	--------------	-----	-------

制 度 の 概 要

未熟児は正常な新生児に比べて生理的に発達が十分でなく、疾病にもかかりやすく、死亡率も高い。また、心身の障害を残すことも多いことから、出生後速やかに適切な処置を講ずる必要がある。そのため特別なケアと長期入院が必要となり、親が育児不安や負担感を持ちやすく、児童虐待の原因となる可能性も高い。

このため、家庭訪問を通じて、養育支援の必要な家庭を早期かつ的確に把握し、未熟児の健やかな成長を支援するとともに、親への重点的支援を行うことを目的とし、訪問を実施している。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 未熟児養育事業の実施について（昭和 62 年 7 月 31 日児発第 668 号児童家庭局通知）

制 度 の 現 況

平成 25 年 4 月より、京都府から事務の権限移譲に伴い事業開始

年度	2	3	4	5	6
訪問件数（件）	95	104	106	93	75
うち宇治市外で里帰り等の 人への訪問件数（件）	5	5	1	5	5

区 分	16 新生児訪問指導事業	所管係	発達支援係		
制 度 の 概 要					
新生児出生通知書・電話・窓口等で申出のあった新生児と産婦に対し、地区担当保健師や助産師が家庭訪問を行い、生活指導、保健指導等を行っている。 出生後の最も不安の高い時期に地区担当保健師や助産師が訪問することで、育児不安の緩和や早期からの育児相談窓口として位置付けられる。また、保健事業を普及・啓発し、安心して子育てが出来るよう支援している。 平成 9 年度より、母子保健法の改正で府から市へ移管され実施している。					
根 拠 法 令 等					
◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号） ◇ 妊産婦及び新生児に対する訪問指導等の実施について（児童家庭局長通知 平成 10 年 4 月 8 日児発第 286 号）					
制 度 の 現 況					
年度区分	2	3	4	5	6
出生数（人）	1,095	1,087	1,004	993	895
初妊婦数（人）	469	414	408	427	322
新生児訪問申請数（件）	675	712	741	827	749
家庭訪問数（件）	607	673	701	818	737
電話応対数（件）	66	38	38	9	3
その他（人）※	0	1	1	0	9

※ 他市町で新生児訪問を受けた人等

区 分	17 妊婦面談事業	所管係	親子健康係
-----	-----------	-----	-------

制 度 の 概 要

妊娠期から出産、子育て期に渡る切れ目のない支援を行うにあたり、妊婦やその家族に出産や子育てに明るい未来を感じてもらえるように、親子（母子）健康手帳交付時に地区担当保健師を知ってもらい、安心して相談できる場の情報を提供している。また、妊娠期における栄養・休養・心身のケア等について正しい知識及び子育て制度の普及啓発を行い、健やかな出産に向けての準備を促す。さらに、ハイリスク妊婦を把握し、産前から支援を行うことで心身の健康の保持増進及び虐待を積極的に予防する。（平成 30 年 6 月より実施）

(1) 対象者

本市に住民票のある妊婦及び配偶者や家族

(2) 事業内容

① 妊婦面談

親子（母子）健康手帳交付時、「宇治子育て情報誌」や本市オリジナルテキスト「新しい生命のために」などによる妊娠期から出産、子育て期に係る情報提供に加え、保健師による面談の機会を活用して、妊婦等の状況を継続的・包括的に把握し、必要な情報提供、保健指導を行うとともに相談に対応する。

② 支援プランの作成

妊娠期から産後にわたる課題や支援ニーズに的確に対応するために、必要に応じて支援プランを作成する。

③ 絵本の配付

妊娠期から絵本を通じて子どもへの読み聞かせに関心を持ち、子どもとのふれあいの大切さを知ってもらうとともに、行政との今後の関わりへのきっかけづくりのため、絵本を配付する。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）
- ◇ 子育て世代包括支援センターの設置運営について（平成 29 年 3 月 31 日雇児発第 5 号）
- ◇ 市町村子ども家庭支援方針（ガイドライン）（平成 29 年 3 月 31 日雇児発第 47 号）

制 度 の 現 況

年度	2	3	4	5	6
妊婦面談件数（件）	1,195	1,141	1,052	1,028	1,058

区 分	18 妊娠・産後支援事業	所管係	親子健康係
制 度 の 概 要			
妊娠・出産・子育てにおける正しい知識の普及を図るとともに、妊産婦等が抱える妊娠・出産・子育てに関する悩み等について、助産師等の専門職による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図り、心身の健康及び虐待を積極的に予防することを目的として実施している。 平成 30 年度からの子育て世代包括支援センターの設置に伴い、市民ニーズを踏まえた新たな施策展開を行うため、これまでの乳幼児相談事業とパパママスタート事業を統合した。			
(1) 妊婦訪問 助産師または保健師が訪問や電話による相談を実施。 (2) パパママ教室 ① 妊婦さんの交流会～助産師とストレッチ～ 妊娠中の食事やお口のケアについての講義及び、助産師との交流や妊婦体操の体験等を実施。 ② プレママの食事～知っておきたい栄養の話～ 妊娠中に必要な栄養素に関するミニ講話と簡単に作れるレシピの紹介と試食を実施。 ③ これで安心♪赤ちゃんのお世話体験 妊娠中期以降の方を対象に、赤ちゃんのお着替えやミルクのつくり方等の講義や実習を行う。 ※R6～「パパとママの沐浴・お世話体験」に再編 ④ パパ出番ですよ ～沐浴にチャレンジ～ 赤ちゃんのお風呂の入れ方のほか、精神科医による「妊産婦のこころの話」の講義等を実施。 ※R6～「パパとママの沐浴・お世話体験」に再編 ⑤ パパとママの沐浴・お世話体験 妊娠中期以後の方を対象に、赤ちゃんのお着換えやお風呂の入れ方の体験ほか、心理士等による講義を実施。 (3) ほっこり育児相談会 ① 対象：生後 6 か月までの赤ちゃん和妈妈 ② 内容：産後のママ同士の交流タイムの他、妊婦との交流及び、助産師や保健師による育児相談を実施している。また、赤ちゃんの計測、歯科衛生士によるお口のケアや栄養士による離乳食などのミニ講話や個別相談を実施。 (4) パパとママのためのおはなし会 ① 対象：16 週以降の妊婦または 1 歳未満の赤ちゃんとその保護者 ② 内容：妊娠中や産後の体のケアについてや子育てに関するミニ講座の他、参加者同士の交流タイムを実施。赤ちゃんの計測、個別相談も実施している。 (5) 乳幼児相談 ① 対象：生後 2 か月から就学前の子どもと保護者 ② 内容：毎月、身体計測、身体観察、育児相談、栄養相談、発達相談等を実施。 (6) あんしんかん DE お話タイム ① 対象：生後 2 か月から 1 歳未満の赤ちゃんとその保護者 ② 内容：産後の体調管理やあそび方に関する指導の他、産婦同士の交流タイムを実施。乳幼児相談と同日に実施している。			

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）
- ◇ 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号）
- ◇ 妊産婦、乳児及び幼児に対する歯科健康診査及び保健指導の実施について（平成 9 年 3 月 31 日児発第 231 号／健政発第 301 号）

制 度 の 現 況

(1) 妊婦訪問

年度	2	3	4	5	6
訪問件数（件）	61	55	57	58	37

(2) パパママ教室

① 妊婦さんの交流会～助産師とストレッチ～

年 度 区 分	2	3	4	5	6
開催数（回）	3	9	12	12	11
受講者数（人）	3	36	49	60	32

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～12 月及び令和 3 年 5 月・8 月・9 月中止。

② プレママの食事～知っておきたい栄養の話～

年 度 区 分	2	3	4	5	6
開催数（回）	3	6	11	11	11
受講者数（人）	0	26	57	79	37

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～12 月及び令和 3 年 5 月・6 月・9 月中止。

※ 令和 3 年度は 7 回実施予定だったが、1 回（3 月）は予約なしのため中止。

※ 令和 3 年 7 月はうじ安心館停電のため中止。

③ これで安心♪赤ちゃんのお世話体験

年 度 区 分	2	3	4	5
開催数（回）	6	5	7	7
受講者数（人）	97	126	180	180

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～6 月及び令和 3 年 5 月・9 月中止

※ 令和 6 年度からパパとママの沐浴・お世話体験に再編

④ パパ出番ですよ ～沐浴にチャレンジ～

年 度 区 分	2	3	4	5
開催数（回）	9	8	12	12
受講者数（人）	131	175	245	273

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月～6月及び令和3年5月・6月・8月・9月中止。

※ 令和6年度からパパとママの沐浴・お世話体験に再編

⑤ パパとママの沐浴・お世話体験

年 度 区 分	6
開催数 (回)	15
受講者数 (人)	319

(3) ほっこり育児相談会

年 度 区 分	2	3	4	5	6
開催数 (回)	20	9	12	12	11
受講者数 (人)	150	60	70	65	82

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月～6月及び令和3年5月・8月・9月中止。

※ 令和2年7月から対象を生後1歳未満の赤ちゃん和妈妈に変更して実施。

(4) パパとママのためのおはなし会

年 度 区 分	2	3	4	5	6
開催数 (回)	—	9	11	11	12
受講者数 (人)	—	232	253	224	366

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、産後のママのための育児相談会へ再編。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年5月・9月は中止。

(5) 乳幼児相談

年 度 区 分	2	3	4	5	6
回数 (回)	19	29	41	51	48
来所児数 (人)	405	618	815	905	872
相談乳児数 (人)	215	352	493	540	562
相談幼児数 (人)	190	266	322	365	310
要指導児数 (人)	77	98	151	161	87

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、うじ安心館は令和2年5月及び令和3年6月・9月中止。地域会場は令和2年4月～12月及び令和3年5月・6月・8月・9月中止。

(6) あんしんかん DE お話タイム

年 度 区 分	2	3	4	5	6
開催数 (回)	5	9	15	15	14
受講者数 (人)	127	278	433	381	371

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月～10月及び令和3年6月・9月中止。

区 分	19 産後ケア事業	所管係	親子健康係
-----	-----------	-----	-------

制 度 の 概 要

産後において支援を必要とする産婦及び乳児に対して、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行う事業を実施することにより、母子に対する支援体制を確立し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する。（令和元年7月より順次実施）

令和2年度より母子保健法の改正に伴い、利用対象者を「出産後1年を経過しない母子」に拡充した。

- 事業内容
- (1) 宿泊型
医療機関や助産所にて、心身のケア、育児の支援、その他必要な支援を行うとともに、宿泊による休養の機会を提供する。
- (2) 日帰り型
市内の旅館にて、心身のケア、育児の支援、その他必要な支援を行うとともに、休養の機会を提供する。
- (3) 訪問型
母子の居宅において、心身のケア、育児の支援、その他家事支援等の必要な支援を行う。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ◇ 母子保健医療対策総合支援事業の実施について 別記2 産後ケア事業運営要綱（平成17年8月23日雇児発第0823001号）
- ◇ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ◇ 養育支援訪問事業の実施について（平成29年4月3日雇児発0403第4号）
- ◇ 産前・産後サポート事業ガイドライン・産後ケア事業ガイドライン（令和2年8月）

制 度 の 現 況

産後ケア事業実施状況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
利用実人数（人）	42	86	75	106	138
宿泊型利用者数（人） （延べ日数）	8 （38日）	20 （54日）	13 （42日）	26 （93日）	32 （83日）
訪問型（助産師）利用者数（人） （延べ日数）	21 （29日）	31 （43日）	29 （43日）	36 （45日）	46 （62日）
訪問型（介護福祉士等）利用者数（人） （延べ日数）	18 （95日）	33 （125日）	24 （109日）	22 （96日）	37 （146日）
日帰り型利用者数（人） （延べ日数）	20 （32日）	37 （53日）	43 （72日）	51 （70日）	84 （105日）

区 分	20 1 か月児健康診査	所管係	親子健康係
-----	--------------	-----	-------

制 度 の 概 要

早期に発見し、介入することにより疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である 1 か月児に対して健康診査を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図る。
 令和 6 年度から京都府医師会に委託し個別健診として実施している。

根 拠 法 令 等

◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）

制 度 の 現 況

1 か月児健診状況

区 分 \ 年 度		6
受診児数（人）		754
受診結果	異常なし（人）	686
	率（％）	(91.0)
	要観察（人）	42
	率（％）	(5.6)
	要紹介（人）	26
	率（％）	(3.4)

※要観察の中に管理中を含む。

区 分	21 3 か月児健康診査	所管係	親子健康係
-----	--------------	-----	-------

制 度 の 概 要

3～4 か月児を対象に、乳児期初期に先天的あるいは周産期、新生児期に何らかの原因で起こった身体、精神面の疾病、異常等を早期に発見することにより、適切な指導を行い、乳児期の健全な成長発達を図るとともに生活、栄養等の相談に応じ、保護者の育児不安の軽減に努めることを目的として、健やかセンターで実施している。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成 10 年 4 月 8 日児発第 285 号）

制 度 の 現 況

3 か月児健診状況

年 度 区 分		2	3	4	5	6
対象児数（人）		1,196 (353)	1,107	1,044	979	952
受診児数（人） 率（％）		1,129 (303)	1,086	1,019	965	918
		94.4 (85.8)	98.1	97.6	98.6	96.4
受 診 結 果	異常なし（人） 率（％）	776 (257)	653	602	521	494
		68.7 (84.8)	60.1	59.1	54.0	53.8
	要観察（人） 率（％）	266 (40)	306	257	286	260
		23.6 (13.2)	28.2	25.2	29.6	28.3
	要医療（人） 率（％）	8 (2)	13	9	8	10
		0.7 (0.7)	1.2	0.9	0.8	1.1
	要精検（人） 率（％）	79 (4)	114	151	150	154
		7.0 (1.3)	10.5	14.8	15.5	16.8

- ※ 要観察の中に管理中を含む。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～7 月中止。
- ※ 令和 2 年度～令和 3 年度の対象児数は、健診中止の影響を受け受診月を繰り越したため、年度により増減がある。中止した健診は対象児に含まず。
- ※ 令和 2 年度の（ ）内の数字は、令和 2 年 6 月 1 日～8 月 31 日の間に協力医療機関で実施した個別健診分。

区 分	22 10 か月児健康診査	所管係	親子健康係			
制 度 の 概 要						
10 か月児は乳児期から幼児期への移行期にあたり、運動機能と精神機能に著しい進歩がみられる時期である。健診を実施することにより、疾病又は異常（疑いを含む）の発見、運動・精神の発達状況を把握し適切な指導を行い、もって乳児の健やかな成長を援助することを目的として、月 3 回健診と、月 1 回経過健診を平成 6 年度から健やかセンターで実施した。						
平成 9 年 4 月から、母子保健法の改正にあわせて、10 か月児健診は宇治久世医師会・小児科医師へ委託し個別健診として実施している。また、月 1 回の経過健診は二次健診とし、健やかセンターにおいて小児神経専門医師及び発達相談員等の体制で実施している。						
根 拠 法 令 等						
◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）						
◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）						
◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成 10 年 4 月 8 日児発第 285 号）						
制 度 の 現 況						
(1) 10 か月児健診状況						
年 度		2	3	4	5	6
区 分						
対象児数（人）		1,087	1,141	1,106	1,030	1,014
受診児数（人） 率（％）		1,025	1,095	1,036	972	970
		94.3	96.0	93.7	94.4	95.7
受 診 結 果	異常なし（人） 率（％）	780	826	784	729	696
		76.1	75.4	75.7	75.0	71.8
	要観察（人） 率（％）	228	259	234	215	234
		22.2	23.7	22.6	22.2	24.1
	要医療（人） 率（％）	2	3	8	6	9
		0.2	0.3	0.8	0.6	0.9
	要精検（人） 率（％）	15	7	10	22	31
		1.5	0.6	1.0	2.3	3.2
※ 要観察の中に管理中を含む。						

(2) 10 か月児経過健診状況

年 度		2	3	4	5	6
区 分						
予約児数 (人)		64	98	109	96	94
受診児数 (人)		62	88	102	82	89
受診結果	異常なし (人)	6	15	19	21	17
	要観察 (人)	37	51	49	44	44
	要医療 (人)	0	0	0	0	4
	要精検 (人)	19	22	34	17	24
	再経過健診(再掲)	26	32	43	36	31

※ 要観察の中に管理中を含む。

区 分	23 1 歳 8 か月児健康診査	所管係	親子健康係
-----	------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

幼児期早期に、運動機能、視・聴覚、精神発達等に問題を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、問題の固定化や二次的障害の発生を予防し、問題を軽減する。歯科診察・歯磨き指導等により、う歯の予防をする。また、育児に関する指導及び相談助言を行うことにより、保護者の育児不安を軽減解消することで育児を支援し、虐待を未然に防ぐなど幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に、健やかセンターで実施している。

平成 9 年度より、健診時期を 1 歳 6 か月から 1 歳 8 か月に変更した。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成 10 年 4 月 8 日児発第 285 号）

制 度 の 現 況

(1) 1 歳 8 か月児健診状況

区 分 \ 年 度		2	3	4	5	6
対象児数 (人)		1,176	1,248	1,137	1,108	1,053
受診児数 (人) 率 (%)		1,119	1,217	1,110	1,090	1,025
		95.2	97.5	97.6	98.4	97.3
受 診 結 果	異常なし (人) 率 (%)	674	674	616	620	550
		60.2	55.4	55.5	56.9	53.6
	要観察 (人) 率 (%)	309	369	328	330	329
		27.6	30.3	29.5	30.2	32.1
	要医療 (人) 率 (%)	8	12	3	5	3
		0.7	1.0	0.3	0.5	0.3
	要精検 (人) 率 (%)	128	162	163	135	143
		11.4	13.3	14.7	12.4	14.0

※ 要観察の中に管理中を含む。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～7 月中止。

※ 令和元年度～令和 3 年度の対象児数は、健診中止の影響を受け受診月を繰り越したため、年度により増減がある。中止した健診は対象児に含まず。

(2) 1 歳 8 か月児歯科健診状況

年 度 区 分		2	3	4	5	6
対象児数（人）		1,176	1,248	1,137	1,108	1,053
受診児数（人） 率（％）		1,118	1,218	1,110	1,090	1,025
		95.1	97.6	97.6	98.4	97.3
う 歯 の 状 況	う 歯 無（人） 率（％）	1,088	1,207	1,094	1,080	1,021
		97.3	99.1	98.6	99.1	99.6
	う 歯 有（人） 率（％）	30	11	16	10	4
		2.7	0.9	1.4	0.9	0.4
う 歯 の 数（本）		98	34	26	29	11
う 歯 の 1 人 当 り の 数（本）		3.3	3.1	1.6	2.9	2.8
歯 の 状 態 異 常（本）		48	94	67	102	74
軟 組 織 異 常 数（本）		41	36	38	52	58

※ 令和 2 年度は、健診受診児のうち歯科健診を受診しなかった児が 1 名いた。

※ 令和 3 年度は、健診受診児のうち歯科健診のみ受診した児が 1 名いた。

区 分	24 3 歳児健康診査	所管係	親子健康係			
制 度 の 概 要						
幼児期後期に、小児科診察・歯科診察・身体計測・尿検査・視聴覚・発達等の検査等を実施し、総合的に発育状況を判断してその結果に基づき受診勧奨などの必要な指導を行っている。また、育児に関する指導及び相談助言を行うことによって、保護者の育児不安を軽減解消することにより育児を支援し、虐待を未然に防ぐなど幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に、健やかセンターで実施している。 平成 9 年度から母子保健法の改正によって府から市へ事業移管された。 令和元年 10 月よりスポットビジョンスクリーナーを導入し、精度の高い視覚検査の実施により、幼児の視覚異常の早期発見・早期治療に努めた。						
根 拠 法 令 等						
◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号） ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号） ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成 10 年 4 月 8 日児発第 285 号）						
制 度 の 現 況						
(1) 3 歳児健診状況						
年 度		2	3	4	5	6
区 分						
対象児数（人）		1,290	1,476	1,177	1,193	1,176
受診児数（人） 率（％）		1,230	1,452	1,154	1,180	1,159
		95.3	98.4	98.0	98.9	98.6
受診結果 （人）	異常なし	624	755	579	577	567
	要観察	384	405	355	348	321
	要医療	6	6	6	2	7
	要精検	216	286	214	253	264
医療機関紹介件数（件）		196	290	292	287	265
※ 要観察の中に管理中を含む。						
※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～7 月中止。						
※ 令和元年度～令和 3 年度の対象児数は、健診中止の影響を受け受診月を繰り越したため、年度により増減がある。中止した健診は対象児に含まず。						

(2) 3歳児歯科健診状況

年 度 区 分		2	3	4	5	6
対象児数（人）		1,290	1,476	1,177	1,193	1,176
受診児数（人） 率（％）		1,230	1,451	1,153	1,179	1,158
		95.3	98.3	98.0	98.8	98.5
う 歯 の 状 況	う 歯 無（人） 率（％）	1,024	1,305	1,035	1,084	1,084
		83.3	89.9	89.8	91.9	93.6
	う 歯 有（人） 率（％）	206	146	118	95	74
		16.7	10.1	10.2	8.1	6.4
う 歯 型 別 状 況 （人）	A 型	150	114	87	76	56
	B 型	41	27	26	16	17
	C 型	15	5	5	3	1
う 歯 の 数（本）	総数	685	415	350	271	218
	1人当たりの数	3.3	2.8	3.0	2.8	2.9
不正咬合実人数（人）		156	183	182	175	188

区 分	25 離乳食教室	所管係	親子健康係		
制 度 の 概 要					
平成 20 年度まで、4～6 か月児の母親等を対象に実施していたが、平成 21 年度より対象者を 5 か月児の母親等に変更し、月齢に応じた離乳食実習の充実や育児不安の緩和を目的に、離乳食の形態、薄味調理法等について具体的に実習を行っている。毎月 1 回、健やかセンターで開催している。					
根 拠 法 令 等					
◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）					
制 度 の 現 況					
離乳食教室実施状況					
年 度 区 分	2	3	4	5	6
開催回数（回）	18	18	22	24	12
受講者数（人）	86	88	126	140	150
1 回当たり平均受講者数（人）	5	5	6	6	12.5
※ 受講者数は、父、祖父母を含む。					
※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～6 月及び令和 3 年 4 月、5 月、8 月、9 月中止。令和 2 年度から 5 年度は、定員を制限して実施。					

区 分	26 はじめての絵本ふれあい事業	所管係	親子健康係		
制 度 の 概 要					
親子が絵本を介してふれあうことにより、子育て支援の一環として、子育てが楽しくなるきっかけづくりを行う。健診会場では、中央図書館、中央図書館おはなしサークルの協力による、絵本の読み聞かせを通して、ふれあいのひとときの体験を行っている。平成 14 年 4 月から 3 か月児健診を受けたすべての赤ちゃんと保護者を対象に絵本を配付していたが、令和 4 年度から妊婦面談時に絵本と読みきかせチラシを配付している。また、3 か月児健診では中央図書館が作成したおすすめの絵本リストと文庫マップを配付、1 歳 8 か月児健診では絵本の展示、3 歳児健診ではセカンドブックリストを配付している。					
制 度 の 現 況					
年 度 絵本配付数	2	3	4	5	6
3 か月児健診（人）	1,129	1,086			
妊 婦 面 談（人）			1,059	1,028	1,058

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～7 月中止。中止期間中は郵送対応。

区 分	27 家庭訪問指導		所管係	健康企画・発達支援・ 親子健康係		
制 度 の 概 要						
乳幼児健診・相談等で要経過観察となった子ども及び、保護者から訪問依頼のあった場合は、各家庭に保健師が訪問し、家族との人間関係を作り、地域や家庭の環境の実情を把握しながら、各家庭に応じた実際的な指導を行う。						
根 拠 法 令 等						
◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号） ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）						
制 度 の 現 況						
保健師の家庭訪問によるフォロー状況						
年 度 区 分		2	3	4	5	6
障害児	訪問実人員（人）	10	3	2	4	3
	延訪問回数（回）	11	5	3	5	4
乳 児	訪問実人員（人）	619	643	626	751	742
	延訪問回数（回）	676	690	664	809	820
幼 児	訪問実人員（人）	193	187	200	213	187
	延訪問回数（回）	221	217	235	238	205
計	訪問実人員（人）	822	833	828	968	932
	延訪問回数（回）	908	912	902	1,052	1,029

区 分	28 妊婦伴走型支援事業	所管係	健康企画係 親子健康係																
制 度 の 概 要 国の令和４年度第２次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」に対応し、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産、子育てできるよう、令和５年１月より伴走型相談支援として妊娠８か月ごろの妊婦への面談等を実施するとともに、経済的支援として令和４年４月１日以降に妊娠の届出をした妊婦及び出生児の養育者へ給付金を支給してきた（事業名称：出産・子育てあんしんサポート事業）。 令和６年１月１日より、経済的支援については現金給付にかえて、妊娠の届出をした妊婦及び出生児の養育者へ子育て用品等を購入できるWEBカタログ用のポイント（各５万円）へ変更した。 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され、経済的支援については現金給付が原則とされた（令和７年４月１日施行）。そのため令和７年度より、経済的支援については従来のポイントの付与にかえて、妊娠の届け出をした妊婦へ「妊婦のための支援給付金」として現金（１回目：５万円、２回目：胎児の数×５万円）を支給することとし、伴走型相談支援事業と組み合わせて、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施している（事業名称を妊婦伴走型支援事業に変更）。 根 拠 法 令 等 ◇ 子ども・子育て支援法（妊婦のための支援給付） ◇ 児童福祉法（妊婦等包括相談支援事業） 制 度 の 現 況 伴走型相談支援 <table> <tr> <th>年度</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr> <tr> <td>面談等対応人数（人）</td><td>108</td><td>891</td><td>881</td></tr> </table> 経済的支援（出産・子育てあんしんサポート事業） <table> <tr> <th>年度</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr> <tr> <td>WEBカタログポイント 付与承認件数（件）</td><td></td><td>352</td><td>2,113</td></tr> </table>				年度	4	5	6	面談等対応人数（人）	108	891	881	年度	4	5	6	WEBカタログポイント 付与承認件数（件）		352	2,113
年度	4	5	6																
面談等対応人数（人）	108	891	881																
年度	4	5	6																
WEBカタログポイント 付与承認件数（件）		352	2,113																